

行政情報番組「ウィークリー伊賀市」に出演しませんか

市民スタッフ・子どもアナウンサー募集

ウィークリー伊賀市って？

市内で行われたイベントの様子を紹介する「できごと」、市からのお知らせを伝える「特集」「おしらせ」などのコーナーで構成された30分間の番組です。

朝7時から夜12時まで、毎時0分から30分までの間、繰り返し放送しています。

ケーブルテレビ17チャンネル（青山は204チャンネル）・地上デジタル放送121チャンネルでご覧いただけます。

市民スタッフ



【募集人数】 8人程度

【対象者】

市内在住・在勤・在学の18歳以上の人で、次のすべてに該当する人
 ○金曜日の午前中に行うスタジオ収録に参加できる人（出演は2カ月に1回程度）

○平日の昼間に収録を行う特集コーナーに参加できる人（所要時間約1時間）

【収録場所】

市役所・伊賀上野ケーブルテレビ
 棟（緑ヶ丘南町2332）など

【任期】

10月1日～令和5年9月30日

【謝礼】

1時間当たり1,000円

【応募方法】

「市民スタッフへの応募の動機」と、住所・氏名・年齢・電話番号を明記の上、応募先まで。

【応募期限】

6月25日（金）必着

【選考方法】

面接・実技 ※実施日は後日応募者に連絡します。



子ども

アナウンサー



【募集人数】 3人（スタジオ収録①②③のいずれかを担当）

【対象者】

市内在住の小学5年生から中学2年生で、打ち合わせ会と収録に参加できる人（保護者の送迎含む）

【とき・ところ】

○打ち合わせ会
 7月17日（出） 午前10時～



2019年の子どもアナウンサー



スタジオ収録の様子

○スタジオ収録

①7月30日（金） ②8月6日（金）

③8月13日（金）

いずれも午前9時10分～正午頃
 場所は、打ち合わせ会・スタジオ収録ともに伊賀上野ケーブルテレビ（株）を予定。

【応募方法】

広聴広報課にある募集要項を確認の上、応募用紙に必要事項を記入し、応募先まで。

※募集要項・応募用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

【応募期限】 6月25日（金）必着

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、事業を中止する場合があります。

【応募先・問い合わせ】

☎22・9636 FAX22・9617

広聴広報課

✉kohon@city.iga.lg.jp

トピックス

市の奨学金を利用しませんか

◆伊賀市ササユリ奨学金

社会に貢献する人材を育成するため、修学に経済的支援を必要とする、向学心が旺盛で優秀な学生に対して支給します。

【対象者】

- 次のすべてに該当する人
- 市内に本人の住所がある人（修学のため住所異動した場合を除く。）
- 大学・短期大学の第1学年または高等専門学校第4学年に在学する人
- 市内の中学校または高等学校を卒業した人
- 世帯全体の年間所得が780万円以下の人

【支給額】

240,000円/年

【支給人数】

2人

【選考方法】

- 1次：書類選考
- 2次：面接など

※申請者が遺児の場合は、選考の際に考慮する場合があります。

◆伊賀市奨学金

教育機会の均等を図るため、市内の高校生・大学生などに支給します。

【対象者】

- 次のすべてに該当する人
- 本人・保護者とも市内に住所がある人（修学のため住所異動した場合を除く。）
- 高等学校・専門学校・大学などに在学する人
- 申請者と生計を同一とする世帯員の中に、令和3年度住民税所得割額を納付すべき世帯員がいない人

【支給額】

- 高等学校・高等専修学校など 72,000円/年
- 大学・短期大学・専門学校など 国公立：72,000円/年
- 私立：84,000円/年

【申込期間】

いずれも6月14日(月)～30日(水)
※申込方法や必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

【申込先】

- 教育総務課
- 生涯学習課
- 各公民館（いがまち・阿山・大山田・青山）

トピックス

社会的マナーやモラルを守りましょう

◆インターネット・SNSの

利用について

個人のインターネットの利用率は9割を超え、今や私たちの生活に欠かせないものとなりました。

中でも、ユーチューブやフェイスブック、ラインなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）は、たくさんの方が利用しています。

SNSは、メッセージや電話のやり取りだけでなく、趣味や心境の発信、安否確認や情報の共有などを気軽に行うことができるなど、さまざまメリットがあります。

しかしその一方で、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシー情報の無断掲示、差別的な書き込み、いじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為も増えていきます。

◆人権侵害を防ぐために

インターネット・SNSを利用するときは、直接人と接するときと同じようにマナーやモラルを守り、必ず相手の人権を尊重することを心がけてください。

また、根拠のないうわさを疑い、

正しい情報を見極める「情報リテラシー」の力を養うことも必要です。

お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心を持つ生身の人間であるというのを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

○差別的な発言・誹謗中傷する内容は絶対にしない。

○正しい情報であるか注意し、安易に不確かな情報を投稿・拡散しない。

○自分や人のプライバシーにかかわる情報は投稿しない。

○不特定多数が見る可能性があるという情報を常に意識する。

◆啓発用リーフレットを

作成しました

「インターネットと人権」をテーマにリーフレットを作成しました。

地域や職場などで利用を希望される場合は、「ご連絡ください。」



【問い合わせ】

教育総務課
TEL 22・9644 FAX 22・9647
✉ kyoui-soumu@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】

人権政策課
TEL 22・9683 FAX 22・9684
✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp